

食中毒にご用心！

学校、職場の夏休みで、食事の作り置き、デリバリーやテイクアウトを利用される方が多いのではないのでしょうか。気温や湿度が上がるため夏期は、食中毒菌が増えやすいため、注意が必要です。

●食中毒の3原則

・つけない！

十分な手洗い、洗浄をしましょう。

手や調理器具や食材に菌を付けないことが基本です。

・増やさない！

原因菌が食品中で増殖しないように、適切な冷蔵保存と迅速処理が大切です。

・やっつける！

食材をよく加熱する、調理器具を消毒し、原因菌を死滅させましょう。

●食中毒のおもな症状

- ・吐き気 ・おう吐 ・腹痛 ・下痢 ・血便
- ・発熱 ・頭痛

※同じものを食べた人に同様の症状があれば、食中毒の可能性が高い。

●食中毒が疑われる場合の応急処置

- ・おう吐、下痢→経口補水液やスポーツドリンクな

どで水分を少しずつ補給する。

下痢止めは使用しない。

- ・横になるときは、からだの左側を下にして寝かせ、おう吐物での窒息を防ぐ。

●二次感染を予防する

- ・おう吐物や便を処理するときは、マスク、ゴム手袋を使用して行う。素手で触れた場合は、逆性せっけん、70%以上のアルコールで消毒し、流水で十分にすすぐ。
- ・汚れた衣服などは、煮沸か薬品で消毒する。
- ・感染者の衣服を洗濯するときは、ほかの人のものとは分けて洗うようにし、日光で十分に干す。

食中毒、新型コロナウイルス感染症にかからないために、家に帰ったら、手洗い・うがいを忘れずに行いましょう！また、体力・抵抗力を維持することも大切です。午前中や夕方などの涼しい時間帯に運動を行いましょう！



人権擁護委員の使命とその職務

(委員の委嘱)

令和3年7月1日付で、当町の人権擁護委員に下記の方が委嘱（新任）されました。人権擁護委員は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を当町の議会の意見を聞いて、町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

この人権擁護委員は、全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることがその使命とされています。

(委員の職務)

人権擁護委員は、前記の使命を達成するため、次の職務を行います。

- (1) 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をすること。
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

- (4) 貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済処置を講ずること。
- (5) その他人権の養護に努めること。

また、次のような場合には、人権擁護委員にご相談ください。

- (1) 公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき。
- (2) 生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき。
- (3) 町内で差別待遇を受けたとき。
- (4) 児童虐待、セクハラ等。
- (5) 生活環境に対する侵害（騒音、悪臭、汚水、ばい煙等）。
- (6) その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき。

記

人権擁護委員の氏名及び住所

氏名	住所（地区名）
荒木 智哉	朝日町大字柿